

# 【新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応マニュアル（フローチャート）】

## 議員・同居する家族の方の感染疑い、または感染の場合

※A~Fに該当した場合は、速やかに議長に報告し指示を受けること。

**A** 同居の家族の職場等で感染者は出たが、同居の家族は濃厚接触者ではない議員

○健康に留意して登庁可

**B** 感染が疑われる症状がでた議員

議員本人に発熱等がある場合  
△自宅待機

**C** 同居の家族が感染が疑われる症状がでた議員

同居家族に発熱等がある場合  
△同居の家族のPCR検査の結果が出るまで自宅待機

**D** 同居の家族は濃厚接触者に特定されている議員

△同居の家族のPCR検査の結果が出るまで自宅待機

**E** 同居の家族が感染した議員

△当該議員のPCR検査の結果が出るまで自宅待機  
(保健所の指示に従う)

**F** 感染した議員

×治療するまで登庁禁止  
(保健所の指示に従う)

症状あるいは感染状況・2週間前までの当該議員行動を詳しく議長へ報告すること

当該議員と接触議員  
○健康に留意して登庁可

当該議員と接触議員  
×登庁禁止

登庁不可期間  
当該議員が解熱後24時間以上経過し呼吸症状が改善傾向となるまで自宅待機

同居の家族のPCR検査結果

陽性	陰性
↓	↓
当該議員 <b>E</b> へ移行	登庁可

同居の家族のPCR検査結果

陽性	陰性
↓	↓
当該議員 <b>E</b> へ移行	登庁可

当該議員のPCR検査結果

陽性	陰性
↓	↓
当該議員 <b>F</b> へ移行	結果後 2週間程度 自宅待機

治療するまで登庁禁止  
医師から登庁許可診断をもらう  
(治療証明書等)

感染が疑われる症状とは

- \* 体温が37.5℃または平熱より1℃以上高い場合
- \* 息苦しさ（呼吸困難）
- \* 強いだるさ（倦怠感）

※症状が4日以上続く場合は、必ず相談すること。  
※症状が強くなったり、薬を飲んでも改善しない場合は、4日を待たずに相談

当該議員と濃厚接触者  
×登庁禁止  
(当該議員の同居家族が陰性結果なら登庁可)

当該議員と濃厚接触者  
×登庁禁止  
(当該議員が陰性結果後、2週間程度自宅待機)

当該議員と濃厚接触者  
×登庁禁止  
保健所の指示により登庁禁止議員を決定する

感染の症状等があった議員、濃厚接触者と思われる議員が接触した場所等は消毒を実施

一時閉鎖（消毒実施）  
保健所等と協議して安全確認